

南部中核拠点（五條県有地）整備に係るサウンディング型市場調査 実施要領

- ・奈良県では、南部中核拠点（五條県有地）において、土地造成し、消防学校、および支援物資保管庫等の防災拠点施設等を整備する予定です。
- ・今回、事業者様との個別対話を通じて、事業手法、整備方法、運営方法等について設計・建設・運営といった事業者様それぞれの観点で、自由なアイデア・提案を広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の参考としたいと考えています。
- ・本事業に関心のある事業者におかれましては、業種にかかわらず、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 調査の目的

奈良県では、南部中核拠点（五條県有地）において、土地を造成したうえで消防学校（約4 ha）、および支援物資保管庫等の防災拠点施設（約10ha）の整備を予定しています。

本整備事業は、元々はゴルフ場であった広大な県有地において、消防職員等の教育訓練機能と、災害時における広域的な後方支援機能を担う防災拠点機能を一体的に整備するものであり、本県の防災力向上に資する重要な事業と考えています。また、平時においても、敷地特性を生かした、防災に資する教育、研修、交流・イベント等に活用することを考えており、民間事業者の技術、ノウハウ、創意工夫を生かす余地のある事業であると考えています。

そこで、本調査では、民間事業者との対話を通じて、事業手法、整備方法、運営方法、平時活用の可能性等について自由なアイデア・ご提案を広く求めるとともに、事業への民間事業者の参画可能性を確認します。

本調査で得られたアイデア・ご提案は、今後の事業内容・公募条件等の検討に活用します。また、今後の検討状況に応じて、再度サウンディング型市場調査を行う等により、改めて民間事業者の皆様からご意見を伺う機会を設ける予定です。

前提条件となる基本構想・基本計画については、以下を参照してください。

- ① 奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想 [令和7年3月]
<https://www.pref.nara.lg.jp/n010/68690.html>
- ② 南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画 [令和7年6月]
<https://www.pref.nara.lg.jp/n010/p146004.html>
- ③ 奈良県消防学校移転整備基本計画 [令和8年6月]
<https://www.pref.nara.lg.jp/n010/p146032.html>

2. 対象事業の概要

(1) 事業エリア



図：南部中核拠点周辺地図（国土地理院地図を加工して作成）

(2) 事業の進め方

本事業は下記のとおり段階的な整備を予定しており、特にコアゾーン整備については遅くとも R16 年度の完了を目指しています。

■ コアゾーンと支援ゾーンの考え方

- コアゾーン
 - ・ 南部中核拠点に必要な防災機能と消防学校が立地する南部中核拠点の核となる区域
 - ・ コアゾーンに設ける施設（ベースキャンプ・駐車場等を含む）は造成された平場に設ける
- 支援ゾーン
 - ・ コアゾーンを除く部分のうち、コース跡地など比較的平坦な区域
 - ・ 大規模災害時等に近隣府県等の応援部隊の受入に活用するベースキャンプ・駐車場等

■ 南部中核拠点の段階的な整備

第1段階：先行整備

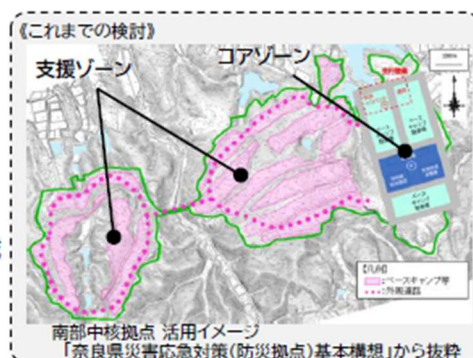
ヘリパッドと通路を先行整備し、早期に防災機能の効果発現を図る

第2段階：コアゾーンの整備

南部中核拠点の核となるコアゾーンとして、防災拠点となる施設（約9.49ha）および消防学校（約4.4ha）の整備を進め、防災機能を向上させる

第3段階：支援ゾーンの整備

近隣府県等の応援部隊を受け入れるベースキャンプと外周道路等を整備して更に防災機能を向上させる



■ 整備イメージ

第1段階：先行整備



第2段階：コアゾーン



第3段階：支援ゾーン



防災拠点



図：南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画 概要より抜粋

3. 主な対話の項目

コアゾーン整備・支援ゾーン整備に関する事業手法、整備方法、運営方法、平時活用の可能性等

※詳細は様式2「事前ヒアリングシート」のとおりです。

※コアゾーンにおける整備対象施設は以下のとおりです。

ア 消防学校

消防学校組織法第51条に基づく、消防職員及び消防団員の教育訓練機関（必要な機能や施設規模・配置は現在検討中）

イ 支援物資保管庫

国等からの支援物資を受け入れ、被災地へ送り出すための施設

ウ 格納庫

ヘリコプターの整備等を行うための施設。発災時にはSCUや合同調整所としての活用も想定

エ 給油施設

防災関係機関のヘリコプターの燃料を給油するための施設

※本調査は、ご提案頂いた公募条件、ご提案者の事業への参画を約束するものではありません。

4. 対話の対象者

- (1) 本事業に関心のある法人または法人のグループ
- (2) ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とします。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 参加申込時点で、奈良県の指名停止措置を受けている者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等に該当する者
 - エ 本調査の趣旨と関連のない、単なる自社製品・サービスの営業活動を目的とする者
 - オ 公序良俗に反する行為や、本調査の円滑な進行を妨害するおそれがあると認められる者

5. スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：令和8年7月22日（水）
- (2) 個別対話の参加申込：令和8年8月19日（水）17時まで
- (3) 対話に係る質問受付：令和8年8月19日（水）17時まで
- (4) 個別対話の実施（予定）：令和8年8月25日（火）～8月26日（水）
- (5) 調査結果の公表（予定）：令和8年10月末頃

6. 調査の手続

- (1) 個別対話の参加申込
 - ア 参加申込受付期間
令和8年7月22日（水）～令和8年8月19日（水）17時まで
 - イ 申込先
申込先は、「9. 申込み先」のとおりです。
参加を希望する場合は、参加申込受付期間内に、様式1「個別対話参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付し、申込先へ提出してください。なお、電子メールの件名に【〇〇〇（事業者名）個別対話参加申込】と記入してください。
 - ウ 個別対話に関する連絡
個別対話の日時、場所等の詳細な情報は、令和8年8月20日（木）を目途に、個別対話の参加申込をされた事業者の担当者宛に電子メール等により連絡します。
なお、オンラインによる個別対話をご希望される場合は、その旨を様式1に記載してください。
 - エ 事前ヒアリングシートの受付
様式2「事前ヒアリングシート」を記入の上、参加申込受付期間内に提出してください。なお、参加申込受付期間内であれば、個別対話の参加申込よりも後に事前ヒアリングシートを提出することも可能とします。
- (2) 対話に係る質問の受付
本調査への参加申込、対話の実施方法等に係る質問を受け付け、回答します。
なお、本調査の対象事業の内容に関する質問については、対話時に回答しますので、様式2に質問内容を記載してください。
 - ア 質問受付期間
令和8年7月22日（水）～令和8年8月19日（水）17時まで

イ 質問方法

質問は、「9.申込み先」にて受け付けます。

質問受付期間内に、電子メールにて質問を記入の上、送付してください。

ウ 質問への回答方法

質問についての回答は、質問者に電子メールで提示します。質問内容によっては、回答を提示するまでの期間を要する場合があります。

なお、質問及び回答について、本調査への参加を検討する他の事業者にも周知することが望ましいと判断したものについては、県ホームページにて公表します。

(3) 個別対話の実施

ア 開催期間

令和8年8月25日（火）～8月26日（水）

当該開催期間内での参加が困難な場合、他の日程での実施も検討しますので、ご相談ください。

イ 会場

奈良県庁内会議室（詳細については、後日連絡します。）またはオンライン

ウ 所要時間

個別対話は、1時間程度を基本として実施する予定です。ただし、個別対話の内容によっては、所要時間を超えて実施する場合があります。

エ 対話の実施方法

個別対話は以下の通り行います。

- ・参加者のアイデア及びノウハウ保護のため、参加申込者別に行います。
- ・個別対話への参加者は5名までとします。
- ・事前ヒアリングシート以外に、参加者のアイデアや提案内容を説明する資料、事例や実績を紹介する資料等がある場合は、提示をお願いします。

(4) 調査結果の公表

本調査の結果は公表を予定しています。公表に当たっては、事前に参加事業者に公表内容の確認を行ったうえ、概要のみを公表します。また、本調査に参加した法人の名称や独自のノウハウに係る部分は、公表しません。

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後の事業者公募等における評価の対象（加点等）とはなりません。また、不参加であっても公募への応募を妨げるものではありません。

(2) 費用負担

本調査の参加に要する費用は、事業者の負担とします。

(3) 情報の取扱い及びノウハウ保護

参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、個別対話は非公開とします。

本調査の結果公表に当たっては、事前に参加事業者に公表内容の確認を行ったうえ、概要のみを公表します。また、本調査に参加した法人の名称や独自のノウハウに係る部分は、公表しません。

(4) 対話の中止

対話の場において、著しく進行を妨げる行為や公序良俗に反する発言等があった場合は、県の判断によりその時点で対話を打ち切ることがあります。

(5) 情報公開の取扱い

参加事業者が県に提出した書類は、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示される場合があります。ただし、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他応募者の正当な権利を害するおそれがあると認められる情報は、非公開とする場合があります。

8. 添付資料

様式 1 「個別対話参加申込書」、様式 2 「事前ヒアリングシート」

9. 申込み先

申込み先：奈良県 総務部知事公室 県土・施設企画課

担 当：吉武、清水

住 所：〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30

T E L：0742-27-8809

E メール：facility@office.pref.nara.lg.jp

以上